

昭和五十九年十二月二十五日受領
答 弁 第 七 号

内閣衆質一〇二第七号

昭和五十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

衆議院議長 福 永 健 司 殿

衆議院議員岡崎万寿秀君提出三宅飛行場における米軍機のタッチ・アンド・ゴー飛行に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岡崎万寿君提出三宅飛行場における米軍機のタッチ・アンド・ゴー飛行に関する質問に対する答弁書

一及び二について

(一) 米軍機による三宅島空港の使用時の状況に関し、政府としては、次のとおり承知している。

(1) 十一月二十九日午前十時六分頃、厚木発厚木着の通常の訓練飛行中の厚木海軍飛行場所属C-12一機（乗組員三名）がタッチ・アンド・ゴーを行いたいとして三宅島空港の航空管制通信官に連絡設定を行った。

(2) 航空管制通信官は、空港の気象情報を提供するとともに、たまたま工事のために滑走路上に車両が立ち入っていたので、滑走路上に車両がいる旨米軍機に伝えた。

(3) 航空管制通信官は、車両が滑走路から離れたことを確認した後、再度気象情報及び滑走路上に障害物が無くなつた旨の情報を米軍機に伝えた。その間、米軍機は空中待機していた。

(4) 米軍機は、同日午前十時十四分頃、滑走路02側よりタッチ・アンド・ゴーを一回実施し、その後、北へ向かつて飛行した。

(二) 米軍に提供された施設・区域外で米軍がタッチ・アンド・ゴーの訓練を行うことは、日米地位協定上予想されていないところであり、政府としては、本件三宅島空港の使用につき米側に遺憾の意を表明するとともに、本件事例の再発防止につき強く申し入れたところである。

これに対し米側は、本件はパイロットの個人的なミスによるものであり、米側として陳謝する旨回答するとともに、今後、いかなる民間空港においても、日本政府の事前の同意なくしてこの種の訓練が行われることはない旨明らかにしている。

また、米側は、本件関係者についてはしかるべき措置をとつたが、具体的な措置については米軍内部の問題であり、述べることは差し控えたい旨も併せ明らかにしている。

なお、政府としては、都条例の御指摘の規定に対する違反があつたとは考えていない。

三について

三宅島は、艦載機着陸訓練場の候補地の一つであるが、同島に当該訓練場を設置することを政府が決定したというものではない。三宅島は、厚木海軍飛行場から近く、島嶼しよでもあり、比

較的平坦な海岸地区に滑走路を建設し、旋回コースを海上に設定することにより騒音の影響を最小限に抑えられる等、立地条件が適しているので、同島に当該訓練場を設置する問題については、今後とも、関係地方公共団体及び関係住民の御理解を得つつ慎重に検討してまいりたい。

右答弁する。